写

奈人委第１０４号
令和５年１０月６日

奈良県議会議長　岩　田　国　夫　様
奈 良 県 知 事　山　下　　真　　様

奈良県人事委員会
委員長　　森　　宏　之

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第８条、第１４条及び第２６条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第１のとおり報告し、併せてその改定について別紙第２のとおり勧告します。

目　　次

別紙第１　報告

１　職員給与と民間給与の実態

(1)　職員給与の状況 …… 1

(2)　民間給与の状況 …… 3

２　職員給与と民間給与との比較

(1)　月例給 …… 4

(2)　特別給 …… 5

３　職員給与と国家公務員給与との比較 …… 5

４　物価及び生計費 …… 5

５　人事院の報告及び勧告の概要 …… 6

６　給与の改定

(1)　月例給 …… 10

(2)　期末手当・勤勉手当 …… 10

(3)　初任給調整手当 …… 11

(4)　在宅勤務等手当 …… 11

(5)　会計年度任用職員の給与改定 …… 11

７　人事管理

(1)　人材の確保及び育成 …… 12

ア　人材の確保

(ｱ)　採用試験に関する状況 …… 12

(ｲ)　人材確保のための取組 …… 14
イ　人材の育成 …… 14
ウ　人事評価 …… 15
エ　公務員倫理 …… 16
オ　多様な人材の活躍促進 …… 16
(2)　働き方改革 …… 18
ア　総実労働時間の短縮
(ｱ)　超過勤務の縮減 …… 18
(ｲ)　教職員の長時間労働の解消 …… 19
イ　心身両面の健康管理 …… 20
ウ　ハラスメントの防止の徹底 …… 21
エ　多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備 …… 22
８　給与勧告制度の意義及び実施の要請 …… 23

別紙第２　勧告

１　改定の内容 …… 24
２　改定の実施時期 …… 25

別記　給料表
別記第１ …… 26
別記第２ …… 59
別記第３ …… 59

説明資料

別紙第１

報　　告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員（企業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。）の給与、勤務時間その他の勤務条件等を検討するため、その実態を把握するとともに、民間企業従業員の給与、生計費その他職員の給与等を決定する諸条件について調査研究を行った。

その結果は次のとおりである。

１　職員給与と民間給与の実態

(1)　職員給与の状況

本委員会が、本年４月現在で実施した「職員給与実態調査」の結果は、次のとおりである。

ア　職員構成

職員は、第１表に示すとおり総数 14,215 人、平均年齢 40.0 歳で、年齢階層別構成は 30 歳以上 35 歳未満が最も多く 18.2％、男女別構成は男性 57.9％、女性 42.1％、学歴別構成は大学卒 83.1％、短大卒 4.5％、高校卒 12.3％、中学卒 0.1％となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び福祉職並びに任期付研究員の７種 10 給料表が適用されている。このうち行政職給料表の適用を受ける職員についてみると、職員数は 3,444 人、平均年齢は 41.2 歳、年齢階層別構成は 50 歳以上 55 歳未満が最も多く 14.4％、男女別構成は男性 61.8％、女性 38.2％、学歴別構成は大学卒 75.1％、短大卒 6.4％、高校卒 18.2％、中学卒 0.3％となっている。（職員給与関係資料第１表、第２表及び第３表参照）

イ　平均給与

職員の平均給与月額は、第１表に示すとおり、給料 334,353 円、扶養手当 8,868 円、管理職手当 5,708 円、地域手当 22,226 円、住居手当 5,681 円、その他手当 3,638 円、計 380,474 円であり、このうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均給与月額は、給料 315,040 円、扶養手当 8,115 円、管理職手当 10,206 円、地域手当 22,482 円、住居手当 6,289 円、その他手当 512 円、計 362,644 円である。

第１表　職員の平均給与月額等

区分 / 給料表別	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額	内訳					
					給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
全職種	14,215	40.0	17.1	380,474	334,353	8,868	5,708	22,226	5,681	3,638
行政職	3,444	41.2	18.4	362,644	315,040	8,115	10,206	22,482	6,289	512
公安職	2,457	38.0	16.8	362,809	318,686	13,828	2,722	21,732	4,745	1,096
教育職(二)	2,022	42.1	18.7	410,604	364,651	7,799	3,160	23,240	6,301	5,453
教育職(三)	5,848	39.2	15.9	387,956	342,337	7,751	4,933	21,866	5,399	5,670
研究職	205	42.3	17.5	380,105	331,542	8,205	10,722	20,466	8,024	1,146
医療職(一)	20	39.3	10.3	627,853	397,245	5,300	24,410	68,313	8,100	124,485
医療職(二)	92	44.3	18.7	377,851	330,836	6,375	9,003	21,850	5,972	3,815
医療職(三)	71	36.2	13.2	328,348	294,172	3,387	6,931	19,121	4,737	0
福祉職	55	38.9	16.3	365,160	325,104	7,700	871	23,690	7,795	0
第一号任期付研究員	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）１　再任用職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員は含まれていない。
２　全職種欄の平均経験年数には、第一号任期付研究員は含まれていない。
３　給料には、給料の調整額、教職調整額を含む。
４　その他は、初任給調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。
５　第一号任期付研究員給料表とは、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第５条第１項に定める給料表をいう。
６　第一号任期付研究員は、適用人員が１名であるため記載しない。

(2)　民間給与の状況

ア　職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 348 のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 99 事業所を対象に、「令和５年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種の 2,926 人及び研究員、医師等 54 職種 1,138 人について、本年４月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年８月から本年７月までの直近１年間の支給実績についても調査を実施した。

イ　調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間給与の状況は、次のとおりである。

(ｱ) 初任給の状況

民間事業所において、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は大学卒で 30.7%（昨年 29.7%）、高校卒で 20.3%（同 14.6%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で 59.8%（昨年 37.8%）、高校卒で 72.5%（同 28.8%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で 40.2%（同 62.2%）、高校卒で 27.5%（同 71.2%）となっている。（民間給与関係資料第４表参照）

(ｲ) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況は、第２表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 48.4%（昨年 30.3%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 3.7%（同 15.9%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0.0%（同 0.0%）となっている。

また、第３表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 86.6%（昨年 92.2%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 35.9%（昨年 38.3%）、減額となっている事業所の割合は 6.8%（同 3.4%）となっている。

第２表　民間における給与改定の状況

（令和５年職種別民間給与実態調査）
（単位：%）

項目 ＼ 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係　　員	４８．４	３．７	０．０	４７．９
課 長 級	４１．５	６．７	０．０	５１．８

（注）ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第３表　民間における定期昇給の実施状況

（令和５年職種別民間給与実態調査）
（単位：％）

項目 ＼ 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給中止	定期昇給制度なし
			増額	減額	変化なし		
係員	８８．６	８６．６	３５．９	６．８	４３．９	２．０	１１．４
課長級	８７．２	８７．２	３０．９	６．１	５０．２	０．０	１２．８

（注）定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

２　職員給与と民間給与との比較

(1)　月例給

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職、民間においてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の４月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式による比較を行ってきている。

本年４月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、第４表に示すとおり、職員給与は民間給与を一人当たり平均3,722円（1.03%）下回っていた。

第４表　職員給与と民間給与との較差

職種	民間給与（A）	職員給与（B）	公民較差	
			（A）－（B）	$\frac{(A)-(B)}{(B)}\times 100$
行政職給料表関係	３６６，３６６円	３６２，６４４円	３，７２２円	１．０３％

（注）１　民間給与は、所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額である。
２　職員給与には、給料（給料の調整額を含む。）の他に、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び単身赴任手当（基礎額）を含む。

(2)　特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年８月から本年７月までの１年間において、民間事業所で支払われた特別給は、第５表に示すとおり、年間で所定内給与月額の 4.48 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.35 月）が民間事業所の特別給の支給割合を 0.13 月分下回っていた。

第５表　民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下　半　期　（Ａ１）	３７３，５５６　円
	上　半　期　（Ａ２）	３８０，７１４　円
特別給の支給額	下　半　期　（Ｂ１）	８８０，５９８　円
	上　半　期　（Ｂ２）	８０８，７４１　円
特別給の支給割合	下　半　期 $\left(\frac{\text{Ｂ１}}{\text{Ａ１}}\right)$	２．３６　月分
	上　半　期 $\left(\frac{\text{Ｂ２}}{\text{Ａ２}}\right)$	２．１２　月分
年　間　の　平　均		４．４８　月分

（注）　下半期とは令和４年８月から令和５年１月まで、上半期とは同年２月から７月までの期間をいう。
備 考　職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4.35 月である。

３　職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の「令和４年地方公務員給与実態調査」の結果に基づき、本県の行政職給料表の適用者と国家公務員の行政職俸給表（一）の適用者の給料月額を学歴別、経験年数別に比較したラスパイレス指数は、令和４年４月１日現在で国家公務員を 100 としたときに本県職員は 99.2 で、地域手当を含めた補正後のラスパイレス指数は 97.7 となっており、両指数ともに国家公務員の水準を下回っている。

４　物価及び生計費

総務省統計局による本年４月の奈良市の消費者物価指数は、昨年４月に比べ 3.4％上昇（令和４年度平均では前年度比 3.2％上昇）している。また、本委員会が同局の家計調査を基礎として算定した本年４月における奈良市の２人世帯、３人世帯及び４人世帯の標準生計費は、それぞれ

128,160 円、178,070 円及び 227,970 円となっている。（生計費・労働経済関係資料第１表及び第２表参照）

５　人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年８月７日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告を行い、併せて公務員人事管理に関する報告及び一般職の職員の勤務時間の改定に関する勧告を行った。

本年の公務と民間との給与比較において、月例給、特別給（ボーナス）のいずれも公務が民間を下回っていることが明らかとなった。このことから、月例給については、官民較差（0.96％、3,869 円）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給についても、0.10 月分引き上げることとしている。実施時期について、月例給の改定は令和５年４月１日から、特別給の改定はこの勧告を実施するための法律の公布の日からとしている。

公務員人事管理については、職員一人一人が躍動でき、Well-being が実現される公務を目指すべく、①公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組、②職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策、③多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備、の３本の柱を立てて、施策の方向性や具体案を示している。また、フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大について勧告を行った。

人 事 院 の 報 告 及 び 勧 告 の 概 要

（1） 職員の給与に関する報告及び勧告

民間給与との較差に基づく給与改定等

1　民間給与との比較

〈月例給〉 公務と民間の本年４月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 3,869円 0.96%〔行政職(一)…現行給与 404,015円 平均年齢 42.4歳〕

〈ボーナス〉 昨年８月から本年７月までの直近１年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.49月（公務の支給月数 4.40月）

2　給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○　俸給表

①　行政職俸給表(一)

・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ

◇一般職試験（高卒者）7.8%[12,000円] ◇一般職試験（大卒程度）5.9%[11,000円] ◇総合職試験（大卒程度）5.8%[11,000円]

・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で引上げ改定

（平均改定率：全体 1.1%［１級 5.2%、２級 2.8%、３級 1.0%、４級 0.4%、５級以上 0.3%］）

②　その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率（0.3%）と同程度の引上げ改定）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ　年間4.40月分→4.50月分（＋0.10月分）

民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和５年度　期末手当	1.20　月（支給済み）	1.25　月（現行1.20月）
勤勉手当	1.00　月（支給済み）	1.05　月（現行1.00月）
令和６年度　期末手当	1.225 月	1.225 月
以降　勤勉手当	1.025 月	1.025 月

[実施時期]

・　月 例 給：令和５年４月１日

・　ボーナス：法律の公布日

〈その他〉

・初任給調整手当：医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

・委員、顧問、参与等の手当：指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

３　在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

〔手当の概要〕

・住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して１箇月当たり 10 日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給

・手当額は月額 3,000 円

・令和６年４月１日から実施

・在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

４　非常勤職員の給与

本年４月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

（２）　公務員人事管理に関する報告

１　公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

【課題】

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

【対応】

・民間と公務の知の融合の推進

・採用試験の実施方法の見直し

・今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

２　職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

【課題】

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

【対応】

・職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

・個々の力を組織の力へつなげる取組

３　多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備

【課題】

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

【対応】

・多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

・職員の Well-being の土台づくりに資する取組

（３） 勤務時間に関する勧告

【概要】

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週１日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

【施行日】

令和７年４月１日

６　給与の改定

職員給与の実態並びに給与を決定するための基本的な要素となる民間給与、生計費及び人事院勧告の状況は、前記に報告している内容となっている。

本委員会において、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、かつ、労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度の意義を踏まえながら、職員給与及び民間給与の実態調査の結果を基に様々な角度から慎重に審議・検討を行った結果、職員給与の改定について、次のとおり報告する。

(1)　月例給

前記２(1)のとおり、本年４月時点の公民較差は 3,722 円（1.03%）であり、職員給与が民間給与を下回る結果となった。職員給与と民間給与を均衡させるため、次の要素を考慮して、職員の月例給の改定については、給料表を本年４月に遡及して引き上げる必要がある。

a　給与勧告の意義は、公民給与の精確な比較による適正な公務員給与水準の維持・確保にあることから、情勢適応の原則に基づき、今回の公民較差の大きさを考慮して月例給については引上げ改定を行うことが適切であると考えられること。

b　国家公務員の月例給については 0.96%の官民較差を解消するため、人事院においても引き上げの勧告がなされたこと。その際、月例給の改定においては、若年層に重点を置いて俸給が引き上げられたこと。

c　公立学校教員の給与に関して、都道府県等の人事委員会で構成する全国人事委員会連合会が示したモデル給料表は、人事院勧告を基本とした改定内容となっていること。

＜行政職給料表＞

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、一般職試験（高卒者）に係る初任給を 12,000 円、一般職試験（大卒程度）及び総合職試験（大卒程度）に係る初任給を 11,000 円、それぞれ引き上げるなど、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で給与改定を行うこととした国家公務員の俸給表に準じて改定する必要がある。

＜行政職給料表以外の給料表＞

行政職給料表以外の給料表（教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)については、全国人事委員会連合会が示したモデル給料表に準じて改定する必要がある。

(2)　期末手当・勤勉手当

前記２(2)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が県内民間事業所の特別給の支給割合を 0.13 月分下回っていた。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年８月から本年７月までの１年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.15 月分引き上げ、4.50 月分とする必要がある。

なお、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況並びに国の期末手当及び勤勉手当の支給月数の状況等を踏まえ、期末手当に 0.10 月分と勤勉手当に 0.05 月分を配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当を 0.10 月分及び勤勉手当を 0.05 月分引き上げ、令和６年度以降においては、期末手当については 0.10 月分を、勤勉手当については 0.05 月分を６月期及び 12 月期で均等になるよう配分することとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様に改定する必要がある。

(3)　初任給調整手当

人事院は、初任給調整手当について、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定についての勧告を行った。本県においても、初任給調整手当について、所要の改定を行う必要がある。

(4)　在宅勤務等手当

人事院は、住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して１箇月当たり 10 日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対し、月額 3,000 円を支給する在宅勤務等手当の新設について勧告を行った。本県においては、在宅勤務等の実態に応じ、他の都道府県等の状況も見ながら、検討していく必要がある。

(5)　会計年度任用職員の給与改定

会計年度任用職員の給与改定については、原則として任期の定めのない常勤職員の取扱いを踏まえ、判断する必要がある。

なお、その際、給与改定の実施時期に関して、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて(総行給第 21 号令和５年５月２日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）」が発出されたこと、また、勤勉手当の支給に関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）が改正されたことに留意する必要がある。

7　人事管理

複雑化・高度化する行政課題や多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、より質の高い行政サービスを提供していくためには、公務への意欲、使命感、高い能力を併せ持ち、それらを公務遂行に生かすことのできる職員が求められる。

このような職員を確保するためには、多様で優秀な人材の採用と採用後の人材育成や適正な人事評価を一体的に進めることが必要である。

例えば、職員に期待する能力、意識等の人材要件を明確にした上で採用の基準を定め、採用後の人材育成や人事評価につなげるといったことがあげられる。

併せて、業務の見直し・改善、デジタル化、勤務時間管理、健康管理などの取組を積極的に行い、働き方改革を推進することにより、個々の職員がその能力を十分に引き出し、意欲を持って働くことができる環境を実現させていくことが求められる。

本年４月には、「地域において良い人材を集め育成することを目指した良い職場づくりの推進に関する条例」が施行され、当該条例に基づく「奈良県行政運営の基本計画」のもと、県庁改革

に取り組まれている。また５月には、取組の実施状況をフォローアップしながら改革を推進するため、「県庁の働き方・職場環境改革推進会議」が設置された。

本委員会は、これらの改革の取組に期待するところであるが、県庁改革を実効あるものとするためには、その目標を明確にし、達成状況の検証を行い、検証に基づく取組の見直しを不断に行っていく必要がある。さらにこうした取組を県内外にオープンにし、県民等の県政に対する信頼を高めるとともに、市町村など他団体への波及に努めることも必要である。

以上のことを踏まえ、人事管理について、現状認識・課題及び意見を次のとおり報告する。

(1)　人材の確保及び育成

ア　人材の確保

人材の確保は喫緊の課題であり、これまでにない困難な局面を迎えていることから、職員採用のあり方を根本から見直さなければならない。そのための最も重要な視点は、「奈良県庁で働くことの魅力」を高めることである。奈良県は歴史や自然が豊かで大都市にも近く利便性が良い、ポテンシャルの高い地である。この奈良県の発展に県職員として貢献する仕事は、職員一人一人の成長につながり、その成長は、よりよい奈良県づくりに還元されるものである。これが奈良県庁で働くことの大きな魅力であり、本委員会と任命権者が連携しながら「奈良県庁で働くことの魅力」発信の取組を進めていく必要がある。

これまでの体制として「リクルート」「採用活動」「人材育成」は複数の部署にまたがって行われてきたが、これらを一体のものとして捉え、よりよい奈良県づくりのために活躍できる人材を確保し育てる体制を整えることが必要である。

(ｱ) 採用試験に関する状況

（現状認識・課題）

○　**少子化の進展**

20～29 歳の人口は中長期的に減少を続け、官民問わず人材確保の厳しさは増していくことが予想される。特に奈良県は 2045 年には 2015 年に比べ 38%減少する推計があり、これは全国の 25%に比べ早いスピードである。

○　**採用活動における官民の動向**

採用活動については、行政機関も民間企業も様々な工夫や方策を講じてきている。人材確保の厳しい状況が続く中、行政機関と民間企業、行政機関同士が競合していることを意識し、人材市場全体の動向を把握することが必要である。

（民間企業の動向）

人材の強化を重要課題と位置づけ、新卒対象の採用活動は年々早期化している。大企業においては、人的資本の情報開示（人材への投資額や従業員満足度などを有価証券報告書に記載）が義務化されるなど、経営において人材を資本として捉えることの重要性が増している。

（行政機関の動向）

〈国〉

試験実施時期の前倒し、受験可能年齢の引下げ、合格有効期間の延長、受験しやすい試験の実現など様々な改革を行っている。各省庁においても、人材確保への危機意識を共有し、様々な活動に取り組んでいる。

〈地方公共団体〉

採用予定人員が増えている中、応募者数が減少しているのが全国的傾向である（約７割の

都道府県が昨年度の実績より採用予定人員を増やした。一方、今年度の応募者数は、約７割の都道府県で減少している。)。試験実施時期の前倒し、教養・専門試験の廃止、受験資格の拡大、合格者名簿掲載期間の延伸、中途採用の拡大、カムバック採用・公務員経験者採用など、試験方法が多様化している。

〈奈良県〉

採用予定人員が増えている中、採用者数を確保できていない。

採用試験の競争倍率は 10 年以上前から低下傾向にある。都道府県全体の競争倍率も低下傾向であるが、当県の下げ幅はそれを上回る。総務省の調査によると、令和３年度の競争倍率は、都道府県全体は 5.2 倍であるのに対し、奈良県は 3.0 倍となっている。

技術系職員の応募者を確保するため、昨年度よりＳＰＩ３と面接のみで受験できるＩ種試験（技術系チャレンジ型試験）を総合土木、建築について実施し、今年度は設備を追加した。行政分野についても、応募者数減・採用予定数増の状況を踏まえ、Ｉ種試験（行政アピール型試験）を今年度から新たに実施した。

こうした受験しやすい試験では、合格決定後の辞退者が増加傾向となる課題がみえた。

（意見）

○　採用試験の役割の「選別」から「マッチング」への転換

採用においては、一般に、働き手側が「自分のキャリア・ビジョンを達成しうる場か否か」という観点を重視して選択するようになっていると言われている。公務員の採用においても、応募者が一方的に評価される『受験』という意識から、双方が対等であること、相互評価の場に変わっていることを認識することが必要である。

応募者を惹きつけるには、奈良県庁で働くことで働き手側に何を提供できるかを示すこと、奈良県庁で働くこと自体の魅力を向上させることが不可欠である。

○　中長期的な戦略に基づく試験制度の設計

社会情勢の変化を前提として、将来の奈良県庁という組織のあり方を明確にした上で、中長期的に組織が求める人材像を設定し、その内容を組織全体で共有することが必要である。求める人材像・能力は新たに採用する人材にだけ適用されるものではなく、職員にも求められるものであり、人材育成の方向性を示すものとなり得るものである。

組織自体の人材育成能力を高めることは、人材確保の重要な要素となる。そのため採用試験の内容や合格基準の考え方を見直すにあたっては、採用後の人材育成方法の確立とあわせて行う必要がある。

採用予定数についても、中長期的な視点から行政需要の量や組織の規模を考慮し、重要課題に対応していくためメリハリの効いた人員配置ができるよう、真に必要な人員を算出することが必要である。

また、採用による人材確保が厳しい現状を踏まえ、新たに採用する以外の方法も含めた人材確保の手段の検討も必要である。

採用選考にあたっては、組織の求める人物像に合致する人材を確保するために、幅広い視野をもって人材を見極められるよう選考方法に工夫が必要である。

○　辞退防止

昨年度から導入した技術系チャレンジ型試験や今年度から実施した行政アピール型試験のように受験しやすい試験では特に、合格決定後の辞退についても留意しなければならない。就職先として「選ばれる」ためには、合格発表後の、任命権者による合格者に対する採用前のフォ

ローに工夫を凝らし、合格者の奈良県への志望度を上げる対策が重要である。

(ｲ) 人材確保のための取組

（現状認識・課題）

○　人材確保の取組の課題

これまでの応募者増加のための様々な取組は、すでに公務員志向のある人が主な対象であった。今後志望者を増やすために求められるのは、公務に携わることに関心を持っていない人へのアプローチを強化することである。

国においては、多様で有為な人材の確保等に対応するため、給与制度の整備に取り組んでいくことが本年の人事院勧告で盛り込まれた。

○　人材確保の推進体制

庁内関係各課がそれぞれ行っている人材確保の取組について、効果的な連携が図られていないことも課題であり、全体を統括し、一連の流れを可視化して、適切なタイミングでターゲットにアプローチすることが必要である。

（意見）

○　働きかけを行うターゲットに応じたアプローチの実施

アプローチの方法については、インターンシップ、県庁ナビ（ＯＢ・ＯＧ訪問）、説明会等のイベント、ＨＰやＳＮＳでの情報発信、大学のゼミ等を通じての接触など様々な方法がある。新たな応募者層を獲得するためには、公務への就業を志向している人・今は関心のない人、転職を考えている人など求職者の属性に応じ、ターゲットを明確に意識したコンテンツを設計していくことが必要である。一度接点のあった対象者に対して、ＳＮＳ等を活用し、応募まで惹きつけ続ける工夫も求められる。

特に、転職者へのアプローチはこれまで効果的な手が打てていない。社会人採用を推進していくためには、社会人経験者が持つキャリアに何を期待するのかを明確にしなければならない。その上で、試験手法の検討とともに、ターゲットに対して県が求めていることについて広報する有効な手段を選択していく必要がある。

また、大学３年生や進路指導の一環として高校生へアプローチするなど、早い段階で公務員の魅力を伝えることも公務員への関心を高める効果が期待される。

○　全庁での取組、意識醸成

人材確保が大変厳しい状況にあることから、採用活動の取組を強化していかなければならない。そして、その取組を効果あるものとしていくためには、全庁的な意識醸成が欠かせない。全職員が人材確保の厳しい現状について危機意識を共有するとともに、職員一人一人がリクルーターの意識を持ち、協力体制を構築していくことが望ましい。そうした意識は、職場内での人材育成能力の向上に資することも期待される。

イ　人材の育成

（現状認識・課題）

○　人材育成の課題

昨年９月に任命権者が知事部局等の職員に対して実施した「職員の働き方に関する意識・実態調査」では、「現在の自分の仕事にやりがいを感じている」職員の割合が 65.5％と肯定的な回答が比較的多い。一方で、「効率よく仕事を行えている」職員の割合が 48.5％・「職員の意

識・仕事の進め方に良い変化を感じている」職員の割合が 40.8％と比較的低くなっている。このことから、職員は、仕事のやりがいは感じているが仕事の成果に満足していないと考えられ、仕事の進め方の改善とともに知識や技術の習得が課題と考えられる。

○　今後の方向

「奈良県行政運営の基本計画」（令和５年４月策定）では、職員に必要な知識、能力、資質、経験の組み合わせと連動した研修の実施など実践的かつ効果的な研修改革を実施するとしている。

（意見）

○　「管理」から「マネジメント」の人材育成へ

限られた人的資源である職員の能力を最大限に活用し、組織全体としての力を高めるためには、職場における業務を通じた人材育成や様々な研修機会により、職員の意欲と能力を向上させていくことが必要である。

職員を「管理する」のではなく、職員の成長・活躍を促し、生産性を向上する「マネジメント」を進めていくことが重要である。

○　人材育成における管理職の役割

職員が成長目標と貢献感覚を持ち、自らのキャリアプランに応じて自発的に研修に参加するためには、職員の目標を管理職が把握し、やりがいをもって働けるよう丁寧にサポートすることが求められる。

特に、若手・中堅職員の離職が増加傾向にあることから、単なる知識やスキルを提供するだけでなく、仕事にやりがいや楽しさを感じることができる情報や場を提供することにより、個々人の能力を高め、キャリア形成につなげる必要がある。

○　専門知識や技術の共有・承継、実務に精通した職員の育成

豊富な経験や知識を有する職員が定年等により大量に退職していく中、高度で専門的な行政ニーズに対応するためには、専門知識や技術を共有・承継し、特定分野の実務に精通した職員を育成することが重要である。

特に、不足している技術系職員については、労働力人口が急激に減少する中、優秀な職員の採用が難しくなることが予測されるため、採用後早期の育成に力を入れることが必要である。

○　人材育成施策のアップデート

今後も職員の意識調査等を通じ、人材育成における課題を把握・分析し、職員が公務遂行にやりがいを感じることができるよう、環境整備と人材育成を総合的に行うことが必要である。

ウ　人事評価

（現状認識・課題）

○　人事評価の意義

人事評価に求められることは、評価を通じて職員が自らの成長を実感することやキャリア形成を考えること、また、評価者が人材育成を重視し、職員同士が互いの成長を認め合う風土を醸成することのきっかけとなることである。

役職ごとに職員に必要な人材要件を明確化し、不足するスキルを研修で育成することにより、職員の主体的な能力向上や成長目標を持った業務への取組につながることが期待される。

○　**国家公務員の人事評価制度の見直し**

令和３年９月に制度の見直しを行い、昨年 10 月からは、職員の能力・実績をよりきめ細かく的確に把握するための評語の細分化等を実施した。

（意見）

○　**現行人事評価制度の効果、成果等の検証**

人事評価は、評価の公平性、透明性及び納得性の高い制度とし、職員のモチベーションを高め、人材育成に有効に活用することが必要である。

現在の人事評価制度は、導入されて５年以上が経過していることから、所期の目的が十分に達成されているか等について、評価者や被評価者の意見を聴くことなどにより詳しく検証することが求められる。

エ　公務員倫理

（現状認識・課題）

○　**職員の不祥事の発生**

県政を円滑に運営する上で県民の県政への信頼は不可欠である。一部の職員による不祥事はその信頼を損なうと同時に、日々の職務に精励する他の職員の士気に大きな影響を及ぼす。昨年度も、行政文書の不適正な取扱いをはじめ、特別休暇の不正取得事案、パワー・ハラスメント事案などの職員による不祥事や不適切な行為が多数発生したため、綱紀粛正を発出した。

（意見）

○　**行動規範意識の更なる向上に向けて**

職員一人一人には公務員に対する社会の期待や信頼に応えられるように、高い倫理観・使命感を持って職務に精励することが求められる。

行動規範の遵守のために研修、啓発等を適切に実施するとともに、各所属において行動規範の共通認識を持ち、公務内外問わず職員の日頃からの行動が規範を遵守しているか等を把握できるよう、面談や会話の機会を通じ日常の職員間の意思疎通を活性化させることが重要である。

オ　多様な人材の活躍促進

（現状認識・課題）

○　**女性の活躍促進**

「特定事業主行動計画」において、女性管理職比率の目標を令和８年４月時点で本庁課長級以上は 17%、本庁課長補佐級以上は 22%に設定し、本年４月時点で本庁課長級以上は 12.1%（平成 30 年 8.5%）、本庁課長補佐級以上は 19.3%（平成 30 年 12.4%）と着実に増加している。

一方で、管理職に登用された女性職員の中には、家庭事情による時間的制約により負担を感じる者もいる。

○　**男性の育児休業取得**

仕事と家庭生活の両立は、男女問わず全ての職員に必要である。育児休業が原則２回まで取得可能となるなど、制度が拡充されてきたところであるが、昨年度の男性職員の育児休業の取得率について、知事部局等は 35.6%（令和７年度目標値 50.0%）、県教育委員会は 18.9%（取得期間２週間超に限る。令和７年度目標値 30.0%）、県警察は 14.9%（令和６年度末目標値 30.0

％）であった。

○　障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する障害者をいう。以下同じ。）の採用

本委員会では、身体障害者に加え、令和元年度から、知的障害者や精神障害者の採用選考を実施している。任命権者においても、令和２年度から、会計年度任用職員の採用において、障害者採用枠を設け、積極的に採用している。本年６月現在の知事部局等の実雇用率は 2.78％（法定雇用率 2.6％）である。

○　定年引上げ制度の導入

本年４月から職員の定年を段階的に引上げていくこととし、令和 13 年４月には全職員の定年は 65 歳となる。

○　会計年度任用職員の活用

会計年度任用職員（令和２年４月から任用開始）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う業務をはじめ、多様化し増大する業務に迅速、機動的に対応するため活用が増加している。また、令和３年度及び昨年度には、育児関係の休暇制度の見直し等の待遇改善が図られた。

（意見）

○　仕事と家庭生活の両立支援による女性職員の活躍促進と男性職員の育児促進

女性が活躍できる職場づくりのためには、仕事と家庭生活の両立支援の推進や長時間勤務の縮減に向けた取組が必要不可欠である。

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に図るため、任命権者は、各特定事業主行動計画で設定した目標値の達成に向けた取組の推進が求められる。

男性職員が育児休業や育児のための休暇等を取得することは、本人にとって子育てに能動的に関わる契機として重要であり、組織にとっても多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解ある職場風土を醸成する観点から重要である。

任命権者は、育児休業等の両立支援に関する制度の周知に努め、引き続き、職員全体への意識啓発を行うとともに、代替職員の確実な配置など休暇を取得しやすい環境整備に努める必要がある。

○　障害のある人の積極採用

県は率先して障害者を採用するように努める責務があり、障害者の法定雇用率を今後も継続的に満たすことはもとより、本委員会と任命権者が連携し、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫しながら、積極的な採用に努めていく。

○　障害者雇用を通じた誰もが働きやすい職場環境づくり

障害者の採用を促進するためには、職場環境の改善や業務の平準化、単純化、指示の明確化など、労働環境や仕事のやり方の改革が必要である。また、障害者の職場適応に向けた支援として、障害者に対して職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援を行うとともに、障害特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行うことができるジョブコーチの職場への導入も望まれる。こうした取組は、県庁全体の生産性向上、マネジメント力の強化にも結びつき、誰もが働きやすい職場環境づくりにつながるものである。

○　豊富な経験・知識を持つ60歳以上の職員の活用

豊富な経験及び知識を持つ職員は貴重な人的資源である。60歳以上の職員を活用していくにあたり、その職務内容を十分に検討し、役割を明確化した上で、その能力と経験を最大限に生かした配置を行う必要がある。

一方で、介護等の家庭の事情などにより勤務継続に不安を覚える職員も一定程度いることから、多様な働き方に対するニーズや希望を考慮する必要がある。

○　多様化する業務に対応するための会計年度任用職員の活用

会計年度任用職員制度については、休暇制度の見直しなど制度の充実が図られてきた。今後も会計年度任用職員が高い意欲を持ち能力を十分に発揮できるよう、給与、休暇等の勤務条件に関して、国の動向を注視しながら、任期の定めのない常勤職員や国の非常勤職員との均衡に配慮していく必要がある。

(2)　働き方改革

ア　総実労働時間の短縮

本委員会は、労働基準監督機関として、毎年、労働基準に関する調査を実施しているが、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）に規定する上限時間を超えて超過勤務が発生している。また、前述したように、人材確保が難しい状況から、定員が充足できなかった場合には、職員の負担が重くなっている職場もあることから、任命権者に対し業務の合理化や臨機応変な人材配置による超過勤務の縮減を求めてきた。

本委員会は、本年５月に設置された「県庁の働き方・職場環境改革推進会議」による働き方・職場環境の改革の推進に期待するとともに、奈良県行政運営の基本計画、特定事業主行動計画及び学校における働き方改革推進プランに基づく総実労働時間の短縮に向けた取組の進捗状況を確認し、必要に応じて、任命権者に対し意見をしていく。

(ｱ)　超過勤務の縮減

（現状認識・課題）

○　長時間の超過勤務が常態化

本委員会では、職員の健康に重大な影響を与える超過勤務については、従来から縮減するよう求めてきたが、昨年度の超過勤務時間が月30時間を超えた知事部局等の職員の割合は17.9％（令和３年度18.5％、令和２年度15.7％）と長時間の超過勤務が常態化している。

○　超過勤務縮減に向けた取組

昨年度は「労働安全衛生（勤務時間管理等）に関する有識者との会議」を実施するとともに、今年度は「県庁の働き方・職場環境改革推進会議」を設置した。

本年５月に勤務時間適正管理システムを導入し、客観的で適正な勤務時間管理を徹底した。

ＢＰＲ（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）を推進し、業務そのものの廃止や簡素化、デジタル技術を活用した業務の見直しを実施した。

（意見）

○　業務量に応じた人員確保と柔軟で機動的な職員配置

任命権者においては、長時間労働をやむを得ないとする職場の風土になっていないか点検し、恒常的に長時間の超過勤務を命じることが避けられない業務領域については、業務量に応じた人員を確保するとともに、業務量や緊急性の高さに応じて、柔軟で機動的な職員配置を行う必

要がある。

○　特例業務を命じる場合の適切な運用

勤務時間規則の上限時間を超えて超過勤務を命じることができる特例業務（災害への対処、防疫措置等）に従事する職員が継続して存在していることから、上限時間を超えて超過勤務を命じる場合においては、特例業務の判断基準を明確にした上で、適切に運用する必要がある。

○　超過勤務縮減に向けた管理職、部局責任者及び任命権者の責務

職員の健康を確保し、良好な勤務環境を維持するためには、各所属の管理職の役割が極めて重要であり、管理職は、勤務時間適正管理システムを適切かつ有効に運用し、より一層適正な勤務時間管理の徹底を図るとともに、職員の業務量や進捗状況を把握し、超過勤務が必要最小限となるよう常に意識をしなければならない。

超過勤務の縮減には、業務の削減や合理化が求められるため、各部局の責任者が先導して事業効果の低い業務や慣行等の廃止・合理化を推進した上で、各所属の管理職は率先して業務の優先順位を付けて不要不急の業務を廃止するなど、業務の合理化に取り組むことが求められる。

任命権者においては、業務効率化のこれまでの取組を踏まえた上、今後も、「業務を減らす」及び「仕事の生産性を上げる」の観点から、こうした取組の実行性を高めるための支援も必要である。

(ｲ)　教職員の長時間労働の解消

（現状認識・課題）

○　「学校における働き方改革推進プラン」の改定（令和５年３月）

長時間労働が常態化している教職員が見受けられるが、その改善は、教育活動の維持向上に不可欠である。令和３年度及び昨年度に実施した「学校における働き方に関するアンケート」に基づき、教員の勤務実態の詳細な把握・分析を行い、本年３月に「学校における働き方改革推進プラン」を改定し、教職員の在校等時間データの分析・活用や教員業務支援員、部活動指導員等の外部人材の活用など、教職員の負担軽減に取り組んでいる。

学校が担っている業務について、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の仕分けにも取り組んでいる。

○　市町村立学校における教職員の働き方改革の遅れ

文部科学省の「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査（令和４年 12月）」によると、働き方改革の取組を既に実施している県内市町村教育委員会の割合は、部活動支援員等の活用が全国の市区町村の平均 71.0％に対し 66.7％、教員業務支援員等の活用が全国の市区町村の平均 81.4％に対し 56.4％となるなど、全国平均を下回っている。

（意見）

○　子どもと向き合う時間確保のための教員の負担軽減

教員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、教育の質の向上を図るため、教員が真に担うべき業務かどうかの検証を継続的に行うとともに、「基本的には学校以外が担うべき業務」については、教育委員会、地域住民等の学校以外の担い手に積極的に移行し、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」や「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」については、部活動指導員や教員業務支援員などの外部人材の積極的な活用を図る必要がある。なお、

その際、教員が当該業務の新たな担い手等との調整のためかえって業務負担が増えることのないよう留意が必要である。

○　県教育委員会と市町村教育委員会との連携

県全体の教育の質の確保のためにも、教職員の長時間労働の解消をはじめ、学校における働き方改革の取組は、市町村立学校も含めた学校全体で進める必要がある。

県教育委員会においては、市町村教育委員会と連携して取組を推進することが重要であり、現場である学校を支援することにより、働き方改革を推進し、実効性を確保することが求められる。

イ　心身両面の健康管理

（現状認識・課題）

○　メンタルヘルス不調者の状況

30 日以上の病気休暇取得者のうち、精神及び行動の障害を理由とした者の割合は依然として高い。また、ストレスチェック受検者のうち、高ストレス者の割合も高くなっている。

メンタルヘルス不調の予防及び早期対応のため、ストレスチェックを効果的に活用した職場環境改善の実施やメンタルヘルスに関する様々な相談窓口を設置した。職場復帰支援として精神性疾患による病休等が 90 日を超える職員が職場復帰をする前後において、嘱託精神科医等と本人や所属との面談、職員の希望による試し通勤などを実施した。

○　職場復帰の課題

令和元年度から令和３年度までに職場復帰支援を行った職員のうち、約４割が再休職となるなど困難な事例が多く存在している。

任命権者は、本年より、従来の職場復帰支援制度に加え、長期病休者への個別支援を重視したリワークプログラムの実施や、職場復帰後のフォローを強化するなど、制度を拡充している。

○　過重労働による産業医等の面接指導

過重労働等による産業医等の面接指導については、所属長等に対象職員や手順等を周知し、適切な運用が図られている。

○　労働安全衛生に関する調査

職員の危険を防ぎ、健康を守るためには、労働安全衛生の推進体制の整備が重要である。

本委員会は、毎年、労働安全衛生に関する調査を実施し、不備がある場合は労働基準監督機関として指導している。一定の改善が見られてきているが、昨年度においても、衛生委員会について法に定める回数が開催されていない所属もあった。

（意見）

○　きめ細やかな職場復帰支援とメンタルヘルス不調者を出さないための職場環境改善

職員の円滑な職場復帰や病気の再発防止のため、きめ細やかな職場復帰支援を行うことが期待される。

高ストレス者が多い職場は、職場環境に課題がある場合もあり、その要因分析をする必要がある。その上で、メンタルヘルス不調を未然に防止し、職員が安全で健康に働き続けられるよう、職場環境の改善に取り組む必要がある。また、ラインケアがしっかりと機能するよう、管理職への研修等も確実に行っていくべきである。

なお、個人で取り組む「セルフケア」がメンタルヘルス対策の第一歩であることから、職員全員が取り組めるようメンタルヘルス研修の充実やストレスチェックの受検促進等をすべきである。

○　長時間の超過勤務による心身両面の健康被害防止

学校現場を含め、長時間の超過勤務により職員の心身両面の健康が害されることが懸念されており、業務の合理化など、超過勤務の縮減に向けた取組を徹底させる必要がある。

やむを得ず長時間の超過勤務となり面接指導を行った者に対しては、医師の意見を勘案して必要な措置を講ずることにより、職員の健康障害の防止に取り組んでいく必要がある。

職員の健康管理を充実させるため、健康的で生産性の高いオフィス環境の整備を進めることが望まれる。

○　安全衛生管理体制の確立・充実

定期的な衛生委員会の開催及び産業医の職場巡視による月次ごとのチェックの実施など、労働安全衛生法等を遵守し、産業医をはじめ各種管理者等の配置等、安全衛生管理体制を確立・充実するとともに、労働安全衛生上の課題を把握し、適切に対処していく必要がある。

ウ　ハラスメントの防止の徹底

（現状認識・課題）

○　「職員の働き方に関する意識・実態調査」（令和４年度実施）

職場の雰囲気や人間関係が良いと感じている職員の割合が 75.5％であるが、良いと思わない関係について、回答者の５割以上が「上司」と回答している。

○　ハラスメント事案の把握と相談窓口の設置

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、カスタマーハラスメント等は、勤務する意欲と能力の低下を引き起こし、職員の心身に支障を及ぼすとともに、職場環境が悪化することで、職場の生産性の低下につながる。

職場環境等を把握し、適時の対策を行うため、ハラスメント等の悩みがないか職場環境等に関し申告できる制度を設けるとともに、昨年５月にはキャリア・ワーク・サクセスセンター内に新たにハラスメント相談窓口を設置するなど、取組を推進している。

○　勤務条件等に関する苦情相談窓口（人事委員会実施）

勤務条件等に関する苦情相談窓口ではハラスメントに関する相談が依然として寄せられ、そのうち約８割がパワー・ハラスメントの内容であった。

（意見）

○　ハラスメントの防止対策

ハラスメントの発生は職場環境や職員にとって深刻な問題であり、ハラスメントの防止に関する意識啓発や相談窓口の周知などを強化し、職員が安心して働くことのできる職場環境づくりを推進していく必要がある。

本委員会の苦情相談窓口に寄せられる苦情相談のうち特に多いパワー・ハラスメントは、どの職場でも起こり得る問題であり、管理職は、自らの言動が職場に与える影響の大きさを認識した上で、業務の範囲内における適正な指導であるか否か等を確認するとともに、職場内のコミュニケーションが十分に図られた風通しのよい職場づくりに努めなければならない。

パワー・ハラスメントは断じて許されないという意思の下、実態把握に努めるとともに、パワー・ハラスメント防止の重要性について職員の理解を深めるための研修を積極的に実施することが必要である。

また、職場でパワー・ハラスメントが生じた場合には、被害を受けた職員の回復に向けた実効性のある取組を進めるとともに、再発防止のため、加害者の意識改善を図ることが重要である。本委員会においても、苦情相談窓口の更なる利用促進に向けて、その周知を図るとともに、相談事案の丁寧な解決に努めていく。

エ　多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備

（現状認識・課題）

○　国における取組

本年４月からフレックスタイム制と休憩時間制度の柔軟化を図り、勤務時間をより柔軟に設定できるように基準が改正された。本年の人事院勧告では、在宅勤務等手当の新設、フレックスタイム制の見直し、勤務間インターバルの確保、年次休暇の使用単位の見直し等が盛り込まれた。

○　本県におけるフレックスタイム制の活用状況

昨年度の「職員の働き方に関する意識・実態調査」では、対象職員の約 36%がフレックスタイム制を活用している。「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため」が 45.8%と最も多かったが、次いで 23.2%が「育児と仕事の両立のため」、17.0%が「私生活充実のため」となっている。

○　柔軟な働き方のためのＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進

任命権者においては、業務効率化のため、定型業務の自動化を行うＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）や音声認識ツール、ＡＩ－ＯＣＲ（ＡＩ技術を用いた光化学的文字認識）等を運用している。

（意見）

○　柔軟な働き方のさらなる推進に向けた勤務時間制度等の検討

フレックスタイム制や在宅勤務の活用による柔軟な働き方の推進及び勤務間インターバルの導入は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保等に資するものであり、職員のエンゲージメントを高め、公務能率の向上や多様で有為な人材確保につながるものであるため、任命権者においては、働き方改革の推進に向けた国の制度見直し内容も参考にした上で、職員のニーズに配慮し、本県の実情を勘案しながら、実効性のある勤務時間制度等について検討する必要がある。

○　多様で柔軟な働き方に資する行政業務のＤＸ化

行政手続のオンライン化やデジタルサービスの充実を図ることは、県民サービスの向上に寄与するものである。また公務運営においても、大規模災害などの非常時における業務継続にとっても重要である。ＤＸを推進していくためには、職員の意識改革を行い、業務のあり方や職員の働き方を根本的に見直すことが必要である。

○　業務負担軽減ツールの活用

事務効率の飛躍的な向上や住民、企業等の利便性を高めるためには、ＡＩ技術やＩＣＴの活

用を進めることが必要である。今後もＲＰＡ等の取組を積極的に行うことにより業務の更なる効率化や業務量の削減を図ることが求められる。

８　給与勧告制度の意義及び実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与水準を維持・確保する手段として重要な役割を果たしている。本委員会では、報告及び勧告を行うにあたり、職員団体の意見を聴取するなど様々な方法により、職員が置かれている現場の状況を把握するとともに、民間給与と職員給与の比較を行うため精緻な職種別民間給与実態調査の実施に尽力している。

職員においては、より良い奈良県をつくり、県民の安全・安心を確保するために、公務員としての誇りと使命感を持って日々の職務に精励しているところである。公務の役割の重要性が増す中で、職員が能力を十分に発揮できる働きやすい勤務条件を整備することは、組織力の向上、有為な人材の確保及び安定した行政運営に資するものである。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義やこれまで本委員会がしてきた報告及び勧告に深い理解を示され、育児休業制度の拡充、定年引上げ制度の導入、特例条例による給与減額措置の廃止、勤務時間適正管理システムの導入など職員の適正な勤務条件の確保に努められてきたことから、本年の報告及び勧告の内容についても尊重されたい。

別紙第２

勧　　告

本委員会は、別紙第１における報告に基づき、職員の給与について、所要の措置を取られるよう次のとおり勧告する。

１　改定の内容

(1)　給料表

現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。

(2)　諸手当

ア　初任給調整手当

(ｱ)　医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度を 415,600 円とすること。

(ｲ)　医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける職員で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするものに対する支給月額の限度を 51,100 円とすること。

イ　一般職の職員の給与に関する条例第２条の適用を受ける職員（(3) 及び (4) に掲げる職員を除く。）に係る期末手当及び勤勉手当

(ｱ)　令和５年12月期の支給割合

a　ｂ以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.7 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.5 月分）とすること。

b　特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.6 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.6 月分）とすること。

(ｲ)　令和６年６月期以降の支給割合

a　ｂ以外の職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ 0.6875 月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.025 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ 0.4875 月分）とすること。

b　特定幹部職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.025 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ 0.5875 月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ 0.5875 月分）とすること。

(3)　特定任期付職員に係る給料表及び期末手当

ア　給料表

現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。

イ　期末手当

(ｱ)　令和５年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

(ｲ)　令和６年６月期以降の支給割合

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.7 月分とすること。

(4)　任期付研究員に係る給料表及び期末手当

ア　給料表

現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。

イ　期末手当

(ｱ)　令和５年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

(ｲ)　令和６年６月期以降の支給割合

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.7 月分とすること。

２　改定の実施時期

この改定は、令和５年４月１日から実施すること。ただし、１の(2)のイの(ｱ)、(3)のイの(ｱ)及び(4)のイの(ｱ)については令和５年12月１日から、１の(2)のイの(ｲ)、(3)のイの(ｲ)及び(4)のイの(ｲ)については令和６年４月１日から実施すること。

別記第１

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600						
	95		296,200	344,100						
	96		296,600	344,500						
	97		296,800	344,700						
	98		297,100	345,100						
	99		297,500	345,500						
	100		297,900	345,800						
	101		298,100	346,100						
	102		298,400	346,500						
	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
	105		299,300	347,800						
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考(一)　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
(二)　2級の1号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

公　安　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
	94	302,300	325,900	351,900	385,300					
	95	303,400	327,200	353,400	385,900					
	96	304,700	328,500	354,800	386,400					
	97	305,800	329,700	356,100	386,800					
	98	307,000	331,000	357,300	387,200					
	99	308,200	332,200	358,400	387,800					
	100	309,400	333,400	359,600	388,300					
	101	310,500	334,800	360,700	388,700					
	102	311,500	335,700	361,800	389,200					
	103	312,500	336,700	362,900	389,800					
	104	313,500	337,800	364,000	390,300					
	105	314,300	338,900	365,200	390,600					
	106	314,900	340,000	365,700	391,000					
	107	315,500	341,000	366,300	391,500					
	108	316,100	342,000	366,900	391,800					
	109	316,600	343,200	367,500	392,100					
	110	317,100	344,200	368,000	392,600					
	111	317,500	345,200	368,500	393,100					
	112	318,000	346,100	369,000	393,600					
	113	318,800	347,000	369,400	393,900					
	114	319,500	347,900	369,800	394,400					
	115	320,200	348,900	370,400	394,900					
	116	320,800	349,900	370,900	395,400					
	117	321,400	350,900	371,300	395,700					
	118	322,200	351,300	371,800	396,200					
	119	322,900	351,900	372,400	396,700					
	120	323,700	352,500	372,900	397,200					
	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
	122	324,600	353,200	373,600	398,100					
	123	325,100	353,700	374,100	398,500					
	124	325,600	354,100	374,500	399,000					
	125	325,900	354,500	375,000	399,400					
	126		354,900	375,500						
	127		355,400	376,000						
	128		355,800	376,500						
	129		356,200	376,800						
	130		356,600	377,300						
	131		357,000	377,800						
	132		357,400	378,300						

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	133		357,600	378,600						
	134		358,100	379,100						
	135		358,500	379,500						
	136		358,800	379,900						
	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考(一)　この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二)　3級の5号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

教　育　職　給　料　表

ロ　教　育　職　給　料　表　(二)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	特2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	
	57	263,700	328,200	384,200	430,400	
	58	264,400	330,200	385,800	431,900	
	59	265,400	332,200	387,400	433,100	
	60	266,400	334,100	389,000	434,300	
	61	267,300	335,900	390,200	435,500	
	62	268,100	337,900	391,600	436,800	
	63	268,900	339,900	393,000	438,100	
	64	269,700	341,800	394,300	439,300	
	65	270,800	343,500	395,500	440,500	
	66	272,100	345,500	396,700	441,700	
	67	273,400	347,500	398,000	442,900	
	68	274,700	349,500	399,300	444,100	
	69	275,900	351,300	400,600	445,300	
	70	277,100	353,200	401,900	446,500	
	71	278,300	355,100	403,300	447,700	
	72	279,500	357,000	404,500	448,900	
	73	280,500	358,600	405,700	450,000	
	74	281,500	360,500	407,100	450,600	
	75	282,500	362,300	408,500	451,100	
	76	283,400	364,200	409,800	451,600	
	77	284,300	366,000	411,000	452,100	
	78	285,200	367,700	412,200		
	79	286,100	369,300	413,500		
	80	287,000	370,900	414,900		
	81	287,800	372,300	416,200		
	82	288,900	373,800	417,400		
	83	289,900	375,200	418,400		
	84	290,900	376,500	419,600		
	85	291,900	377,600	420,800		
	86	292,900	379,000	422,000		
	87	293,900	380,400	423,200		
	88	294,900	381,700	424,200		

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	89	296,000	382,900	425,300		
	90	297,100	384,200	426,300		
	91	298,200	385,300	427,300		
	92	299,200	386,500	428,300		
	93	299,700	387,700	429,200		
	94	300,700	388,800	430,000		
	95	301,800	390,000	430,800		
	96	303,000	391,200	431,600		
	97	304,000	392,600	432,400		
	98	305,100	393,600	432,800		
	99	306,100	394,600	433,200		
	100	307,100	395,600	433,600		
	101	307,900	396,500	434,000		
	102	309,000	397,500	434,300		
	103	310,000	398,600	434,600		
	104	311,000	399,700	434,800		
	105	311,600	400,400	435,100		
	106	312,500	401,300	435,400		
	107	313,300	402,200	435,700		
	108	314,100	403,100	435,900		
	109	314,800	403,900	436,100		
	110	315,200	404,800	436,400		
	111	315,600	405,600	436,700		
	112	316,100	406,400	436,900		
	113	316,600	407,000	437,100		
	114	317,000	407,700	437,400		
	115	317,500	408,400	437,700		
	116	317,900	409,100	437,900		
	117	318,400	409,700	438,100		
	118	318,900	410,200			
	119	319,300	410,600			
	120	319,800	411,000			
	121	320,300	411,300			
	122	320,700	411,600			
	123	321,200	411,900			
	124	321,700	412,100			
	125	322,300	412,300			
	126	322,600	412,600			
	127	322,900	412,900			
	128	323,200	413,100			
	129	323,400	413,300			
	130	323,700	413,600			
	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	特2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考(一)　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二)　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ　教　育　職　給　料　表　(三)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	
	65	269,500	322,000	387,200	407,400	
	66	270,700	323,500	388,300	408,500	
	67	271,800	325,000	389,300	409,600	
	68	272,900	326,500	390,300	410,700	
	69	274,200	328,200	391,400	411,700	
	70	275,600	330,200	392,400	412,900	
	71	276,800	332,200	393,500	414,100	
	72	278,000	334,100	394,600	415,300	
	73	278,800	335,900	395,600	415,900	
	74	279,700	337,900	396,700	416,700	
	75	280,700	339,800	397,800	417,400	
	76	281,700	341,700	398,800	417,900	
	77	282,600	343,400	399,700	418,200	
	78	283,600	345,200	400,600	418,600	
	79	284,700	346,900	401,600	419,000	
	80	285,500	348,600	402,600	419,400	
	81	286,300	350,400	403,400	419,700	
	82	287,100	352,100	404,200	420,100	
	83	287,900	353,500	404,900	420,500	
	84	288,700	355,100	405,700	420,800	
	85	289,600	356,300	406,400	421,100	
	86	290,400	357,900	407,200	421,500	
	87	291,100	359,400	407,900	421,900	
	88	291,900	360,900	408,600	422,200	

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	特2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	89	292,800	362,200	409,200	422,500	
	90	293,700	363,500	409,900	422,800	
	91	294,600	364,800	410,400	423,100	
	92	295,300	366,200	411,100	423,300	
	93	295,600	367,600	411,500	423,500	
	94	296,300	368,900	411,900		
	95	297,000	370,100	412,200		
	96	297,700	371,200	412,500		
	97	298,400	372,200	412,700		
	98	299,200	373,200	413,000		
	99	300,000	374,200	413,300		
	100	300,700	375,100	413,500		
	101	301,400	375,900	413,700		
	102	301,800	376,900	414,000		
	103	302,200	377,800	414,300		
	104	302,600	378,700	414,500		
	105	302,800	379,500	414,700		
	106	303,100	380,400	415,000		
	107	303,400	381,300	415,300		
	108	303,600	382,200	415,500		
	109	303,800	383,000	415,700		
	110	304,000	384,000	416,000		
	111	304,300	384,900	416,300		
	112	304,600	385,800	416,500		
	113	304,800	386,400	416,700		
	114	305,000	387,300	417,000		
	115	305,200	388,200	417,300		
	116	305,500	389,100	417,500		
	117	305,800	389,900	417,700		
	118	306,000	390,600			
	119	306,300	391,400			
	120	306,600	392,200			
	121	306,800	392,800			
	122	307,000	393,600			
	123	307,200	394,300			
	124	307,500	395,000			
	125	307,800	395,600			
	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考(一)　この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二)　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研　究　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考　この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医　療　職　給　料　表

イ　医　療　職　給　料　表　(一)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考　この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ　医　療　職　給　料　表　(二)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
	86		290,700	326,500	347,300			
	87		290,900	326,700	347,600			
	88		291,100	327,000	347,900			
	89		291,500	327,400	348,300			
	90		291,700	327,800	348,600			
	91		291,900	328,200	349,000			
	92		292,100	328,600	349,300			
	93		292,500	328,900	349,700			
	94		292,700	329,100	350,000			
	95		292,900	329,500	350,300			
	96		293,200	329,800	350,600			
	97		293,500	330,000	350,900			
	98		293,700	330,300	351,300			
	99		293,900	330,600	351,700			
	100		294,200	330,900	352,100			
	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考　この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ　医　療　職　給　料　表　(三)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
	94	283,800	316,500	349,400	367,500			
	95	284,700	317,200	350,100	367,900			
	96	285,600	317,800	350,700	368,200			
	97	286,200	318,300	351,100	368,800			
	98	286,800	318,600	351,500	369,300			
	99	287,400	319,200	352,000	369,800			
	100	288,300	319,800	352,400	370,300			
	101	289,100	320,200	352,900	370,900			
	102	289,900	320,800	353,300	371,400			
	103	290,700	321,400	353,800	371,900			
	104	291,500	321,900	354,200	372,300			
	105	292,100	322,300	354,500	372,900			
	106	292,600	322,800	355,000	373,400			
	107	293,100	323,300	355,400	373,900			
	108	293,500	323,800	355,700	374,400			
	109	293,700	324,200	356,200	375,000			
	110	294,000	324,600	356,700	375,400			
	111	294,200	324,900	357,200	375,900			
	112	294,500	325,200	357,700	376,400			
	113	294,800	325,500	358,200	377,000			
	114	295,000	325,900	358,700				
	115	295,300	326,300	359,200				
	116	295,500	326,600	359,600				
	117	295,800	326,800	360,000				
	118	296,100	327,100	360,400				
	119	296,400	327,500	360,900				
	120	296,700	327,700	361,400				

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	297,000	327,900	361,800				
	122	297,400	328,200	362,300				
	123	297,700	328,500	362,800				
	124	298,100	328,800	363,300				
	125	298,300	329,000	363,600				
	126	298,500	329,300					
	127	298,800	329,700					
	128	299,200	329,900					
	129	299,400	330,100					
	130	299,700	330,300					
	131	300,100	330,700					
	132	300,500	330,900					
	133	300,700	331,200					
	134	301,000	331,600					
	135	301,400	332,000					
	136	301,700	332,400					
	137	301,900	332,700					
	138	302,200	333,100					
	139	302,600	333,500					
	140	302,900	333,900					
	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900						
	155	307,100						
	156	307,400						
	157	307,700						
	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考　この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福　祉　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100
	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300
	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600
	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900
	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100
	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300
	78	254,800	317,400	342,400	387,100	
	79	255,700	318,000	342,900	387,600	
	80	256,300	318,600	343,300	388,200	

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	257,000	318,900	343,500	388,700	
	82	257,500	319,200	343,800	389,100	
	83	258,100	319,800	344,300	389,500	
	84	258,700	320,100	344,700	389,900	
	85	259,300	320,400	345,000	390,100	
	86	260,100	320,700	345,300	390,300	
	87	260,800	321,000	345,800	390,600	
	88	261,500	321,300	346,200	390,900	
	89	262,000	321,700	346,500	391,100	
	90	262,800	322,100	346,900	391,400	
	91	263,600	322,400	347,300	391,700	
	92	264,300	322,600	347,500	391,900	
	93	264,700	323,100	347,800	392,100	
	94	265,200	323,500			
	95	265,700	323,700			
	96	266,400	324,100			
	97	267,100	324,500			
	98	267,800	324,900			
	99	268,500	325,300			
	100	269,200	325,600			
	101	269,600	325,800			
	102	270,100	326,100			
	103	270,500	326,400			
	104	270,900	326,700			
	105	271,100	327,100			
	106	271,300	327,300			
	107	271,600	327,600			
	108	271,900	328,000			
	109	272,200	328,400			
	110	272,500	328,700			
	111	272,800	329,100			
	112	273,000	329,400			
	113	273,300	329,700			
	114	273,600	330,100			
	115	273,900	330,400			
	116	274,300	330,600			
	117	274,600	330,800			
	118	274,900	331,100			
	119	275,300	331,500			
	120	275,700	331,900			

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	275,900	332,100			
	122	276,100				
	123	276,500				
	124	276,800				
	125	277,000				
	126	277,300				
	127	277,700				
	128	278,100				
	129	278,300				
	130	278,700				
	131	279,100				
	132	279,400				
	133	279,600				
	134	279,900				
	135	280,300				
	136	280,600				
	137	280,800				
	138	281,100				
	139	281,400				
	140	281,700				
	141	281,900				
	142	282,100				
	143	282,300				
	144	282,600				
	145	283,000				
	146	283,200				
	147	283,500				
	148	283,800				
	149	284,100				
	150	284,300				
	151	284,600				
	152	284,800				
	153	285,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		202,500	242,000	256,300	289,400	316,200

備考　この表は、児童福祉施設等で人事委員会規則で指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

別記第3

第一号任期付研究員に適用する給料表

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第二号任期付研究員に適用する給料表

号給	給料月額
	円
1	308,000
2	336,000
3	371,000
4	398,000